

# 山中漆器様地挽物師・筑城良太郎

Ryotaro TSUIKI, woodworker of Yamanaka lacquer

木 村 弘 道

## 序

山中漆器の様地挽物師筑城良太郎の業績は近年ようやく認識を新たにされようとしており、その遺作品の中には昭和三十五年に山中町の文化財保護条例に基き、山中町指定有形文化財に指定されたものもある。

また昭和四十三年には加賀市立大聖寺公民館主催の「明治百年記念郷土名作展」に遺作品が出陳され、その展観目録に作者の紹介もされる等、評価は高まりつつある。

しかし、筑城良太郎の全貌をうかがえる考察はいまだにされたことがない。また、山中町は昭和六年に大火があり、その際貴重な資料のほとんどが焼失し、残された資料も散逸しつつある。

本稿は筑城家に現存の資料を中心に遺族の御援助によりまとめたものである。

## 資 料

筑城良太郎の研究資料の主なものには次のようなものがある。

- 一、多数の遺作品
- 一、山中町役場の除籍の原本
- 一、小松市本覚寺の過去帳
- 一、筑城家にある位牌
- 一、筑城家に保存されている筑城良太郎の履歴書
- 一、同 筑城良太郎口述の「漆器様地の製作法」と題する稿本
- 一、同 展覧会の賞状やメダル

## 一、各種展覧会の目録等

以上の外に遺族の談話や、交友関係等を示す筑城家に現存の書画類も貴重な研究資料である。

## 家 系

筑城良太郎は明治七年十月二十七日筑城善吉と「以と」の長男として出生した。

いま、良太郎を中心に筑城家の家系を紹介すれば次の如くである。

〔祖父〕・「庄助」 良太郎の父「善吉」の除籍の原本によれば、善吉は「父庄助長男」とあり、また、この善吉の父の庄助は善吉の「亡祖父庄助二男」とある。

したがつて、良太郎の祖父も曾祖父も同名の「庄助」といつたことがわかる。

なお、除籍の原本には良太郎の祖父について次の如く記載してある。

文政元年三月十三日生

安政十五年六月二十一日隠居

明治二十四年二月十五日死亡

〔祖母〕・「ゆり」 良太郎の祖母については、除籍の原本には全く記載がないが、良太郎の長男全兵衛の妻「たる」の話と筑城家の位牌によれば、名を「ゆり」といい明治四年十月八日に四十七才で歿している。

〔父〕・「善吉」 除籍の原本によれば「父庄助長男」とある。

しかし、全兵衛の未亡人「たる」の話によれば、『善吉は本当は庄助の実子ではなく、氷見屋清次郎という、安政六年十月十九日に五十九

才で歿した人に、松浦家から「ゆり」が嫁ぎ、その間に出来た子である。ところが「ゆり」はその後、氷見屋清次郎と離婚し、善吉を連れて庄助と再婚した。そして善吉を庄助の長男として届けたのである。』ということである。

以下除籍の原本には次の様に記載してある。

嘉永六年六月十五日生

明治十五年六月二十一日相続

大正四年十月十九日江沼郡山中村ヶ百十二番地にて死亡

なお、善吉には文久元年十一月二十一日生の弟「庄太郎があつたが、明治二十八年に分家している。

〔母〕・「以と」

嘉永六年十月十日生

明治四年十月十五日石川県江沼郡山中村風谷清吉と「みち」の長女入籍

大正十五年七月二十一日死亡

〔良太郎の兄弟〕 戸籍によれば次の如くである。

長男・良太郎 明治七年十月二十七日生

長女・不詳

二女・ちか 明治十二年二月二十七日生

三女・不詳

四女・せゐ 明治十四年十一月二十三日生

二男・祐方 明治十八年二月一日生

五女・とめ 明治二十年十月四日生

六女・婦美 明治二十二年九月十二日生

三男・潤葆 明治二十五年一月三日生

以上の三男六女であるが、なお、小松市本覚寺の過去帳には戸籍には出ていないが、次の人々が記載されている。

喜吉（娘）「ゆり」明治十三年十二月十五日歿 積妙善

喜吉（子）「てい」（七才）明治四十年十月

十八日歿 積尼智好

喜吉（水子）明治四十一年二月十七日歿 積行篤

〔良太郎の家庭〕 良太郎の妻は戸籍によれば三人でてくる。

「つる」 明治九年三月一日生

明治二十九年一月三十一日石川県江沼郡西谷村字菅谷島田初次郎妹入籍

明治三十二年五月八日死亡

「つた」 明治十六年二月二十五日生

明治三十四年二月十四日江沼郡山中村ハノ百十三番地長禎吉妹婚姻出

明治三十五年十二月十四日死亡

「ハル」 明治十一年八月二十五日生

明治三十七年三月十八日石川県江沼郡西谷村字栢野トノ十八番地向出金三郎長女婚姻届出

昭和七年十月二十六日夫良太郎死亡により婚姻解消

昭和四十三年四月九日死亡

良太郎にはこれらの妻の間に七人の子供があつた。戸籍によれば次の通りである。

女・鶴 明治三十四年二月十六日生

明治四十年十二月十八日死亡

長男・全兵衛 明治三十七年三月二十九日生

昭和四十二年十二月二十八日死亡

二男・領 明治三十九年二月一日生

長女・貞子 明治四十三年十月二十四日生

明治四十四年五月二十九日死亡

二女・壬子 明治四十五年四月二十日生

三女・八重子 大正三年三月九日生

四女・正子 大正七年一月一日生

以上の七人であるが、出生の年月からみて最

初の妻「つる」との間には子供が出来なかつたようである。また「女・鶴」は二番目の妻「つた」の子供と思われ、後の六人は全部三番目の妻「ハル」との間に出来た子供である。

### 略歴

筑城良太郎の業績をうかがうに最もよい資料は、多数の現存の遺作品と同時に筑城家に保存されている筑城良太郎の履歴書である。

この履歴書は昭和六年の山中町大火のおり自分の履歴を語る貴重な資料がほとんど総て焼失したので、後にいろいろ調べ野紙の帳面に記入したもので、年月の順序等は大分前後している。またこれは良太郎の自筆ではなく、良太郎は字を書くことが得意でなかつたので巧みな人に清書させている。

しかし、最後の方に山中町長がこれを次の様に証明している。

様地製造業名工筑城良太郎氏ハ前記履歴ヲ有シ且功勞賞ニ表彰状等ヲ受ケタル者ニ有之候処前記賞状等昭和六年五月七日本町大火災之際之レヲ焼失シタル者ニ相違無之候条証明ス

昭和七年五月二十二日 石川県江沼郡山中町長正六位勲五等山本外茂次郎 回

この履歴書をはじめ各種の展覧会の賞状や出品目録等により筑城良太郎の略歴をまとめると次の様になる。

但し、展覧会の目録の発行年月と実際に展覧会が開催された年月との間にやや開きがある場合もある。いま、開催期日不明の分は一応目録発行年により整理した。なお、筑城良太郎は多くの展覧会に出品しており、これはそのほんの一部分である。しかし、これだけでも十分その業績の一般を理解することができる様に思われる。

筑城良太郎は明治七年十月二十七日筑城喜吉

とその妻「以と」の長男に出生した。出生地は善吉の除籍の原本によれば石川県江沼郡山中村ヶ百十二番地と思われる。

父の善吉は朱漆塗の案出や、漆漉器具を発明考案した髹漆の名工として山中漆器の歴史にのこる人である。この父の希望で良太郎は様地工旭弥三吉に就いて様地挽物業の法を習つた。良太郎の入門した年月は不明であるが、その後刻苦勉励ついに一家をなすにいたつた。以下順次その事績を列挙する。

- 一、明治二十五年四月 挽物業を創業す。
- 一、明治二十六年六月 磨漆製品を発明し子弟及び同業者に伝授す。
- 一、明治三十年 山中町物産共進会に於て一等賞を受ける。
- 一、明治三十年 盛筋なる轆轤目を発明す。
- 一、明治三十一年 山中漆器青年会幹事に任せられる。
- 一、明治三十一年 様地講を創立の際、取締役に任せられ講員百六十名の貯金を管理す。
- 一、明治三十一年 旧大聖寺藩主前田利鬯公に茶盆の御前製作を為し金壱封を賜わる。
- 一、明治三十三年 毛筋鱗目稻穂目模様筋なる各轆轤目を発明す。
- 一、明治三十四年 球摩郡立工芸学校生徒に講習す。
- 一、明治三十七年 山中漆器研究会に於て一等賞を受ける。
- 一、明治三十八年 第一回山中漆器奨励会に於て一等賞を受ける。
- 一、明治四十年 内国物産品評会に於て有功銀牌を受ける。
- 一、明治四十年 全国五二品評会出品中明治

天皇の御賜上の光栄を賜う。

- 一、明治四十年 京城博覧会に於て有功銀牌を受ける。
- 一、明治四十一年 漆器様地製作法及び製作順序を農商務省山林局に納入す。
- 一、明治四十二年 大正天皇東宮の御時北陸地方に行啓せられし際糸目磨漆硯箇一面御賜上の光栄を賜う。
- 一、明治四十二年 大正天皇北陸地方に行啓の際江沼郡は御調度品の製作に当り吉田郡長より製作方を命ぜられ千筋茶塔謹製の光栄に浴す。
- 一、明治四十二年 静岡県漆器業視察員に挽物業の一般を伝授す。
- 一、明治四十二年 漆器様地製作法及び製作順序筋挽標本を石川県庁に納入す。
- 一、明治四十二年 広糸目松毬目山道筋などの轆轤目を発明す。
- 一、明治四十二年四月 組合長及び江沼郡長より表彰さる。

#### 表 彰 状

筑城 良太郎

明治七年十月二十七日生

父母ニ仕フルニ至孝業ニ服スルニ勤勉後進ヲ指導スルニ懇切ニシテ常ニ組合員ノ模範トナル依テ金参円ヲ贈呈シ其功績ヲ表彰ス

明治四十二年四月

組 合 長 山 岡 理 八

石川県江沼郡長從七位 上田伊藏

- 一、明治四十二年 農商務大臣大浦兼武閣下当地巡視の際御前製作を為す。
- 一、明治四十三年 米国アラスカユーロン太平洋博覧会に於て銀牌を受領す。
- 一、明治四十三年 山中漆器同業組合第一部副部長に選出さる。

一、四十三年 山中漆器同業組合会議員に当選す。

一、明治四十三年 山中様地組合設立に際し取締役に推選さる。

一、明治四十三年 山中様地協会取締役に任せらる。

一、明治四十三年 石川県江沼郡長より挽物業功労者として表彰さる。

一、明治四十三年 沖縄県那霸工業学校へ様地製作法及び製作順序を納入す。

一、明治四十四年 内国産業博覧会に於て金牌を受領す。

一、明治四十四年 第十次漆工競技会に会席膳碗を出品し一等褒賞を受ける。

#### 褒 賞 贈 与 証

第弐部 会 席 膳 碗

出品者 石川県 筑城 良太郎

第拾次漆工競技会

明治四十四年

#### 壱 等 褒 状

右審査員長ノ薦告ニ因リ贈与ス

明治四十四年十一月五日

日本漆工会会頭

正二位勲一等 伯爵 田 中 光 顯

一、明治四十五年 江沼郡西谷村様地品評会の審査を担任す。

一、明治四十五年 山中重要物産品評会の審査を担任す。

一、明治四十五年 山中漆器研究会創立会長に任じ会員の貯金を管理す。

一、大正二年 府県聯合共進会に於て三等賞を受賞す。

一、大正二年 富山県主催一府八県聯合共進会に出品中糸目磨漆硯箇一面宮内省御賜上の光栄を賜う。

一、大正二年 第十一次日本漆工競技会に皇后陛下行啓の際出品中の筋変り組重一組御買上の光栄に浴し同時に宮内省より糸目磨硯箇一面御買上の光栄を賜ふ。

一、大正三年 全国特産博覧会に於て三等賞銅牌を受領す。

一、大正三年 江沼郡長より漆器業視察のため東京及び神奈川県下に出張を命ぜらる。

一、大正三年 山中漆器研究会開催に際し理事及び審査員に任せらる。

一、大正三年 山中漆器研究会に於て懸賞图案に菓子器形状图案を出品し一等賞に当選す。

一、大正四年 第十二次日本漆工競技会に於て銅賞牌を受領す。

一、大正四年 第一回山中漆器品評会に於て名誉賞を受領す。

一、大正四年 大日本山林会に漆器製作順序を納入す。

一、大正五年 宮城県立工業学校の教諭に様地挽物業一般を伝授す。

一、大正六年 日本漆器展覧会に出品中千筋鉄鉢形菓二個皇后陛下に御買上の光栄を賜う。

一、大正六年 盛岡高等農林学校の生徒に講習し、同校に製作順序製作法を納む。

一、大正六年 江沼郡物産共進会に於て式等賞銀杯一組を授与さる。

#### 〔物産共進会〕

#### 褒 状

石川県江沼郡山中町

漆器 黒塗椀 工励会

#### 式等賞

右審査長ノ薦告ニ拠リ之ヲ授与ス

大正六年十一月三日  
石川県江沼郡物産共進会總裁  
石川県知事 正五位勲四等 土 峠 嘉 平

一、大正六年 農商務省第五回图案及應用作品展覧会の第三類木竹製品の部に「木工 フインガーポール」（一対）、「鉄鉢形木工菓子器」（一個）を出品す。〔農商務省第五回图案及應用作品展覧会図録・大正六年十二月三十一日発行〕

一、大正六年 山中漆器同業組合より様地功労者として表彰さる。

一、大正六年 石川県知事より実業功労者として表彰さる。

実業功労賞

石川県江沼郡山中町  
筑城良太郎

明治二十五年以来様地挽業ニ從事シ地方ノ特産タル轆轤挽ノ技工ヲ出シ又磨漆製品ヲ創始セリ其作品ハ酒脱ニシテ一種ノ風韻ヲ有ス今後猶一層ノ奮励ヲ以テ益々獨特ノ技能ヲ發揮セラレシコトヲ望ム茲ニ金五拾円ヲ授与ス

大正六年三月一日  
石川県知事 正五位勲四等 土 峠 嘉 平

一、大正七年 朝鮮金洲工業高等学校教諭に挽物業を伝授す。

一、大正七年 有栖川宮妃殿下の当地御成りの節千筋香合一個御買上の光栄を賜う。

一、大正八年 農商務省第六回工芸展覧会の第二部工芸品の部に「木工菓子皿」一組（五枚）・「木製カラー入」（二個）を出品す。〔農商務省第六回工芸展覧会図録・大正八年二月八日発行〕

一、大正九年 石川県山林会主催林産展覧会に於て優等賞を受領す。

一、大正九年 農商務省第七回工芸展覧会第二

- 部工芸品の部に「天平模様漆器菓子台」（一組）・「虫草花模様漆器菓子器台付」（一個）・「四角形漆器菓子台」（一個）を出品す。〔農商務省第七回工芸展覽会圖錄・大正九年二月十二日發行〕
- 一、大正十年 農商務省第八回工芸展覽会第二部工芸品の部に「阿漕模様漆器丸盆」（五枚）太田誠次案・丸山乘将蒔絵・筑城良太郎作出を出品す。〔農商務省第八回工芸展覽会圖錄・大正十年二月八日發行〕
- 一、大正十一年 農商務省第九回工芸展覽会第二部工芸品の部に「千筋丸形武藏野の図漆器硯簞」（一個）・「独樂形春の意漆器菓子器」（一個）・「菊模様漆器盆付菓子器」（一組）・「水の面の図漆器菓子皿」（五枚）・「秋の意模様漆器盆」（二枚）を出品す。〔農商務省第九回工芸展覽会圖錄・大正十一年二月一日發行〕
- 一、大正十一年 農商務省第十回工芸展覽会の第四科漆工品の部に「色紙形菓子台」（一個）・「秋草夜の図菓子鉢」（一個）・「ヒオーギ図菓子鉢」（一個）を出品し「ヒオーギ図菓子鉢」は三等賞を受賞す。〔農商務省第十回工芸展覽会圖錄・大正十一年十二月二十五日發行〕
- 一、大正十三年 陸軍特別大演習御統監のため摂政宮殿下北陸地方に行啓の節、作品を御買上の榮を賜う。また、山中町より特產物を献上するに当り同町長の命により千筋菓子器一対を謹製する光榮に浴す。
- 一、大正十四年 仏國巴里現代裝飾及び工芸品万国博覽会開催の節、農商務省の指定により出品し褒状を受領す。
- 一、大正十四年 農商務省第十一回工芸展覽会の第四科漆工品の部に「ウラジロ葵盆」（一枚）を出品す。〔農商務省第十一回工芸展覽会圖錄・大正十四年一月六日發行〕
- 一、大正十四年 商工省第十二回工芸展覽会の第四科漆器品の部に「千筋芭蕉に蝸牛の図菓子盆」（一枚）・「同・梧葉に蟬の図大鉢」（一個）・「松柏の図大鉢」（一個），其他ノ工芸品の部に「木製喫煙具」（一個）・「水差鳥形千筋」（一個）を出品し「水差鳥形千筋」は褒状を受ける。〔商工省第十二回工芸展覽会圖錄・大正十四年十二月十五日發行〕
- 一、大正十五年 米國費府万国博覽会に出品し銀牌を受領す。
- 一、大正十五年 山中様木地組合より感謝状を贈らる。

### 感 謝 状

山中様木地組合ニ組長タル事茲ニ三十有二年ナリ其間様地業モ社会ノ進運ニ伴ヒ進展変異極マリナク殊ニ一昨年ノ如キ經濟界ノ変動ヲ受ケテ賃金問題アリ労働争議惹起ノ傾向ニ遇ヒシニ能ク其大勢ニ順応シ運為画策以テ禍害ヲ未発ニ剷除シ一意專心終始一貫様木地業者ノ向上發展ニ尽セシ功偉大ナリトス仍テ銀杯一個ヲ贈呈シ其勞ヲ感謝ス

大正十五年六月十八日

山中様木地組合 二百五十名  
名工 筑城良太郎殿

- 一、大正十五年 商工省第十三回工芸展覽会の漆器の部に「千筋組重四段」（一個）・「千筋菓子台」（一個）・「千筋菓子盆」を出品す。〔商工省第十三回工芸展覽会受賞品圖錄・大正十五年十一月十日

発行】

一、昭和二年 東亜勧業博覧会に出品す。

### 記念状

石川県 筑城良太郎

品名 山中漆器

本会ヲ翌賛シ出品セラレタル記念トシテ茲ニ本状ヲ贈与ス

昭和二年五月二十日

東亜勧業博覧会総裁

正二位勲一等 候爵 黒田長成

東亜勧業博覧会会长

福岡市長 正四位勲三等 時実秋徳

一、昭和二年 商工省第十四回国芸展覧会の木竹工之部に「千筋菓子台」（一個）を出品し褒状を受ける。〔商工省第十四回国芸展覧会受賞品図録・昭和二年十月三十日発行〕

一、昭和三年 山中挽物師組合より感謝状及び推賞状を贈らる。

### 感謝状

夫レ山中漆器ノ沿革ハ其ノ来ルヤ遠シ然レ共今日ノ隆盛ヲ來シタルハ蓋シ近代ニ属ス尤モ塗法描金何レモ進歩發達セリト雖トモ檍地ノ進歩特ニ顯著ナリトス其所以ハ勿論聖代の御奨励ノ基因スルモ筑城良太郎氏ノ如キ刻苦励精ノ効ニ因ルモノ多大ナリ氏ハ人ノ知ラル、如ク故旭弥三吉氏ヲ師トセシモ其筋挽即チ毛筋稻穂目松毬目ノ各筋ノ如キハ其創意ニ属シ蝶施物並ニ薄挽ノ技巧等ハ既ニ出藍ノ誉アリ古ヘノ名工蓑屋平兵衛ト雖トモ追従ヲ許サス殊ニ磨漆ノ法ヲ發明シ斯業者ヲ益スルコト尠少ナラス宣ナル哉氏ノ製作品ハ數次御買上ノ榮ヲ賜ハリ加之ナラス内外各種博覧会及諸官庁ヨリ授賞セラル、コト枚挙ニ遑アラス亦氏ハ徒弟ノ養成ニ力ヲ致シ其薰陶ニ浴スルモノ直弟子而已ナラス斯業者一般ニ

及フ明治四十二年八月檍木地實見談ナル小冊子ヲ著シ斯業者間ニ頒布ス此冊子ハ其翌年九月東宮殿下北陸行啓ノ際台覧ノ榮ヲ賜ハリ如斯偉効ハ独リ氏ノ成功ニ止ラス我カ挽物師組合員ハ勿論山中漆器業者一般ノ蒙ル利益尽大ナリトス茲ニ組合員一同相謀リ之ヲ感謝スルタメ銀杯一個ヲ贈呈シ聊カ微意ヲ表ス

昭和三年三月四日

山中挽物師組合

（組長）岩城小平（幹事）大橋新介・小崎二郎  
・大島豊吉・川嶋喜太郎・宮本和吉・和田鉄吉  
・新谷龜治郎・荒木市助・〔栢野〕向出二郎・  
〔菅谷〕吉田留吉・〔下谷〕新家勝男・〔塚谷〕田畠源太郎・〔上原〕山崎権太郎

名工 筑城良太郎殿

### 推賞状

吾々挽物師組合員一同ハ謹而筑城氏ノ作品ヲ觀覽スルニ其筋物中殊ニ毛筋稻穂目山道筋松毬目等ノ鮮麗ニシテ風雅ナルハ到底吾等ノ追従ヲ容レサルモノナリ其他二十三ノ各種筋或ハ銳或ハ鈍又ハ大又ハ小其意匠形状ノ奇抜ナルハ未タ是レニ比スルモノナシ特ニ薄挽モノハ紙ノ如ク吹ケハ空中ヲ飛翔スルノ感アリ之等ノ巧妙ナル技術ハ其淵奥ヲ究メ斯道ノ神髓ヲ會得スルニ非ラザレバ焉ソ能クスニ至ルヲ得ン哉尚磨漆法ノ如キハ氏ノ創意ニ成リ今ヤ挽物師一般ニ普及セリ念フニ千筋挽ノ如キハ天下一品殆ント其右ニ出ツルモノナシト称セラル吾等同業中ニ此ノ大家ヲ得シハ独リ組合員ノ幸福ノミナラス山中漆器界ノ榮誉ナリト信ス爰ニ於テ吾等一同今後氏ヲ挽物師ノ大家且ツ恩師ト仰キ中心ヨリ敬服スヘキモノ依而挽物師代表者及組合員連署ノ上推賞者名簿ヲ添ヘ以テ推賞ノ誠意ヲ表ス

昭和三年三月

山中挽物師組合

名工 筑城 良太郎 殿

推賞連署名簿

右ノ名簿中山中漆器同業組合各組員アリ推賞ニ参加セラレタルニ依ル名簿ハ推賞状ニ添附スヘキセノ也

として山中漆器同業組合組長清水虎吉以下一七五名が連署している。

一、昭和三年 今上陛下御成婚に際し文武官一同より捧呈すべき献上品の製作を内閣書記官長鳩山一郎閣下より命ぜられ千筋蓋物二個を謹製の光榮に浴し、山中漆器同業組合長及び石川県知事より表彰され、また大礼記念章等を贈らる。

拝啓

陛下御成婚ニ際シ文武官一同ヨリ捧呈ノ献上品今般全部出来致候ニ付テハ捧呈前東京美術学校ニ於テ内覽ニ供シ度候間来ル十九日及二十日ノ両日午前九時ヨリ午後五時迄ノ間ニ隨時御来観被下度此段御案内申上候

敬具

昭和三年十月八日

内閣書記官長 鳩山一郎

筑城 良太郎 殿

氏ハ山中物産ナル榛地ノ改良ニ奮励セラル、事十数年寝食ヲ忘レテ挽方ニ工夫ヲ廻ラシ新タニ道具ヲ案出シテ螺旋ノ筋ヲ自由ニ器物ノ内外ニ挽出シ或ハ高尚雅致ニ富ム稻穂目山道筋松毬目ノ挽キ方ヲ發明シ其他二十余ノ筋挽キニ至ツテハ何レモ精工優美ヲ極ム就中毛筋ノ如キハ一分ニ二十三筋鮮カニ挽出ス技工ハ同業者ヲシテ驚嘆セシム故ニ国内ニ博覧会品評会アル毎ニ常ニ出品シテ賞ヲ受ケタル事百余回然リトモ決シテ其技術ヲ誇ラス是レヲ同業者ニ公開シテ裨益スル事尠カラス依テ門ニ投シ教ヲ乞フ者數十人其徒弟タルト否トニ拘ラス懇ロニ指導シテ

悉ク其秘術ヲ伝授ス同業者ハ推賞シテ名工ト称ス同業組合ニ公職スルコト三十年今回御大典記念ニ際シ銀杯一個贈呈シテ其功勞ヲ表彰ス

昭和三年八月十六日

山中漆器同業組合  
会長 清水虎吉  
御大典記念山中漆器展覧会

総裁 石川県知事 正四位勲三等  
石山佐之助

來十六日大饗第一日ノ儀行ハセラルルニ付當日正午石川県庁構内ニ於テ饗饌ヲ賜リ候條此段申入候也

昭和三年十一月一日

宮内大臣 一木喜徳郎  
筑城 良太郎 殿

大礼記念章之証

筑城 良太郎  
昭和三年勅令第百八十八号ニ依リ大礼記念章ヲ授与セラル

昭和三年十一月十六日

賞勲局 総裁

此証ヲ勘查シ第十七万七百七十九号ヲ以テ大礼記念章簿冊ニ記入ス

賞勲局書記官 徒五位 伊藤衡

一、昭和五年五月六日 山中町大火の際罹災す。

一、昭和五年九月 秩父宮殿下演習の為石川県下御成在らせられたる際千筋花盛器御買の光榮を賜う。

一、昭和五年十月三十一日 梨本宮殿下金沢市に御成在らせられ石川県庁に於て拝謁仰付られ、同時に江沼郡町村長会より梨本宮殿下に献上のため同会長中谷宇平氏より千筋花盛器の製作を命ぜられ謹製す。

一、昭和六年六月九日 石川県美術工芸展覽会に於て筑城良太郎作出・全兵兵衛出品の千筋鉄鉢秩父宮家御用品として御買上の光榮に浴す。

一、昭和六年六月 東京三越に於て開催された工芸獎励会に出品中薄挽鉄鉢一個秩父宮殿下に御買上の光榮に浴す。

一、昭和六年六月 山中町大火により甚大なる損害をうけた斯業再興のため種々と苦心す。

### 請書

元小学校々地内所在

(一) 町有バラック建物 五間ニ六間 一棟

(一) 町有バラック建物 四間ニ六間 一棟

### 貸与条件

(一) 五間ニ六間ノバラック建物ハ当組合罹災者ノ様地製造工場ニ使用スル事

(一) 四間ニ六間ノバラック建物ハ前項ノ材料置場ニ使用スル事

(一) 建物ハ絶対ニ前項ノ目的以外ニ之レヲ使用セス又ハ組合員以外ノ者ニ之レヲ使用セシメザル事

(一) 町ニ於テ必要ヲ生シ又ハ前各項ノ条件ニ反シ明渡シヲ命セラレタトキハ後片介ケ掃除ヲ為シ復旧ノ上速ニ之レヲ町ニ明渡ス事右ノ条件堅ク遵守可仕依テ請書提出候也

昭和六年六月十日

石川県山中町 筑城良太郎

山中町長 清水虎吉殿

### 様地仮工場借上始末書

昭和六年五月七日当町大火ニ際シ町当局ハ道路区画整理ノ為メ本建築ヲ許サズ挽物職ハ他地方ニ散乱スルノ恐レアルヲ以テ火災當時元小学校跡ノ敷地ニ罹災者救護班ノ「バラック」ヲ建設シテ焚出其他ニ使用シタル建物ヲ別紙各項ノ

条件ヲ附シ町役場ニ申請シテ様地製造ノ工場ニ借上ヶ組合員ニ対シ無料ニテ貸与シ諸経費等ハ總テ小生之レヲ負担シテ様地職工ノ散佚ヲ防グベキ一方法トシテ現在継続シツツアリ

### 昭和七年

一、昭和七年五月 東伏見宮妃殿下満州事変傷兵御慰問のため御来県在らせられ同月二十三日当温泉吉野屋第二別荘に御仮泊中に当物産挽物中吾筋挽品を御旅館に陳列し台覧に供す。

同二十三日午前九時御旅館にて御下間に奉答し様地及筋挽の沿革御説明申上の光榮に浴す。

一、昭和七年五月 金沢市主催の産業と觀光の大博覽会に出品し水指一個に金牌授与さる。

### 感謝状

石川県 筑城良太郎殿

### 一、漆器

本会ノ趣旨ヲ翼賛シテ前記ノ出品ヲナシ一段ノ光彩ヲ添ヘラレタリ依テ茲ニ感謝ノ意ノ表ス  
昭和七年六月五日

金沢市主催産業と觀光の大博覽会

会長金沢市長従五位勲五等 吉川一太郎

總裁石川県知事正五位勲四等平賀 周  
名譽總裁正三位勲三等 侯爵 前田 利為

一、昭和七年七月二十一日より二十五日まで開催された大聖寺商工会館兼江沼物産館完成記念「十万石文化展覽会」の顧問となり作品九十六個を出品す。〔十万石文化展会記〕

一、昭和七年十月二十六日 午後十一時石川県江沼郡山中町ハノ百十二番地にて死亡  
法名积良明

一、昭和三十五年三月 遺作品山中町の文化

財に指定さる。

#### 第八号 指 定 書

富貴漆毛筋宝球形 香合一合

所有者 筑城全兵衛

所有者の住所 石川県江沼郡山中町富士見町

オの二十

右を山中町文化財保護条例に基き山中町指定有形文化財として指定する。

昭和三十五年三月二十五日

山 中 町

#### 作 品

筑城良太郎は山中漆器の様地挽の名工であつた。そして、今日も山中漆器の特質の一つは轆轤の様地挽にあると云つてもよい。その様地挽を完成したのが筑城良太郎である。

ところで、筑城良太郎が現われる以前の山中漆器の状態を一応みておく必要があると思う。

さいわい、筑城良太郎が修業中のころの状況を理解するのに好都合の文書がある。

それは、昭和三十四年発行の山中町史にも引用されている、明治十七年ころの消息を伝える「府県漆器沿革漆工伝統誌」（山崎文書）で次の様に記されている。

#### 山 中 漆 器 沿 革

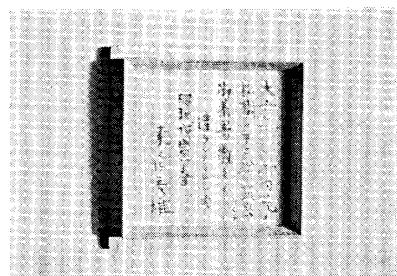
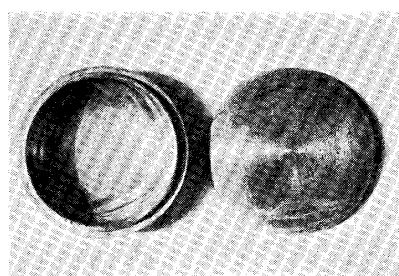
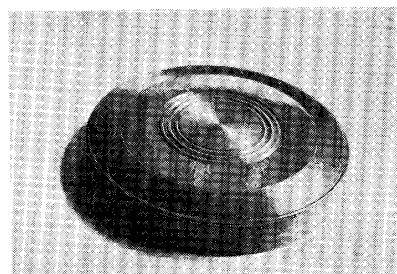
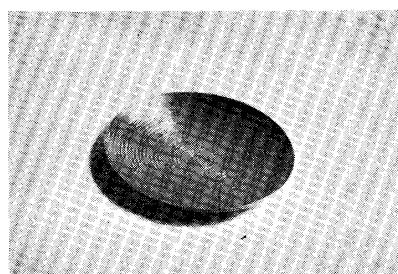
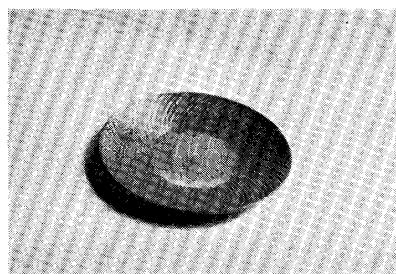
山中漆器ハ加賀国江沼郡山中村ニ産ス。該村ハ山間ノ僻地ナルモ有名ナル温泉場ナルヲ以テ通運ノ便甚ダ難シトナサス。而シテ該地ノ漆工輩ハ敢テ大工場ヲ有スルモノナキモ巨商多ク工人各自ノ家ニ於テ此業ニ就カシム。今其創起ヲ尋ヌルニ各人ノ解説中百年以前ノ事ヲ記スル者ナク、独リ山岡利八ノ創業ハ寛政年間ニアリト雖モ他ハ悉ク最近ノ開業ニ係レリ。故ニ創業ノ稍古往ニ属スルモノアリトスルモ、其盛業ヲ致シタルハ最モ近時ニアルカ如シ。然シテ製品ノ種類ハ總テ轆轤製ノ普通日用食器ヲ造ル。諸港

漸ク開ケ貿易繁盛ヲ致スニ及シテ人々輸出物ヲ創製シ、明治十三年十四年頃ニハ頗ル製販額多キヲ加ヘタルモ、間々新伐材ヲ用キ又小材ヲ用キテ堅木地ノ榛テ混入スルノ惡弊ヲ生シ、忽ニシテ外人ノ信用ヲ失シ、為メニ著ク販額ヲ減セリ。近時大ニ改良スルトコロアリテ本会出品ノ如キハ一ノ濫造品ヲ見ス。然シテ各工人ノ最モ得意トスル所ハ轆轤製ノ様地ニアリテ椀類糸目ノ細美ナルト紙薄木皿ノ精巧ナルトハ他ノ地方ニ於テ此右ニ出ル者アラサルヘシ。況シヤ其価ノ廉ナルハ種類ヲ分ツテ分業ノ法ヲ取ルニ由ル。髹色ハ時ニ洗朱ノ優美ナルモノアリト雖モ、旧来鍊熟ノ技ハ溜塗ナリ。近時西京ノ法ヲ伝ヘテ堅地真黒髹ヲナスモノアレトモ未だ熟達ニ至ラスシテ価格低廉ナラス。又蒔絵沈金彫等ヲ創製スルモノアリト雖モ、見ル可キモノナク蒔絵ハ殊ニ拙劣ナリ。

また、筑城良太郎の技術の特質を理解するには「履歴書」の前文が参考になる。

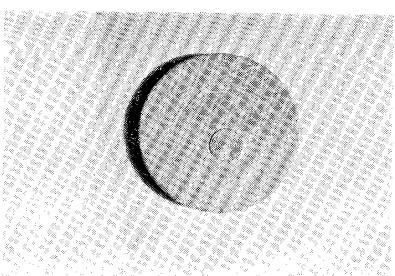
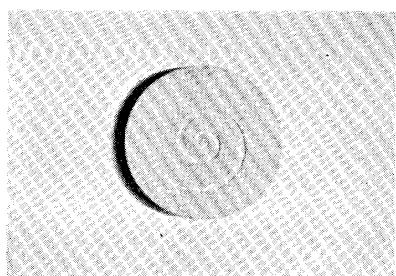
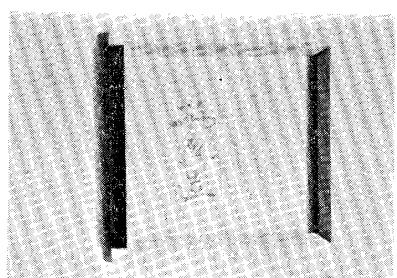
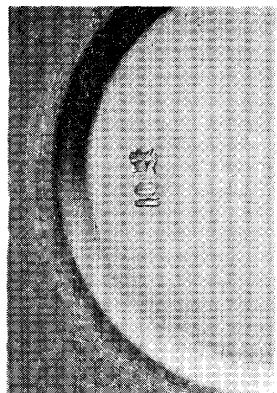
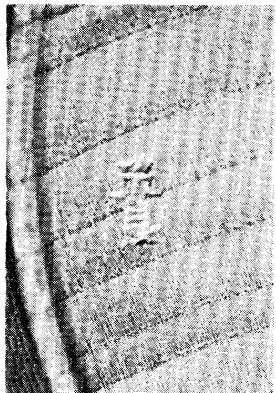
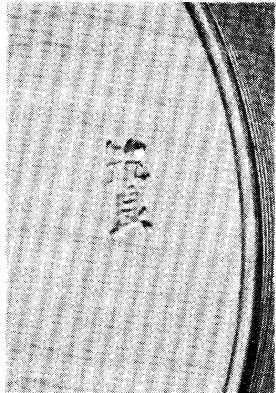
良太郎氏ハ父ヲ善吉氏ト云フ明治七年十月二十七日石川県江沼郡山中町ニ生ル父善吉氏ハ髹師ヲ業トセシガ予テ山中地方ニ精巧ナル様地工ノ乏シク為メニ山中漆器ノ声価揚ラザルヲ慨シテ良大郎氏ヲシ様地業ノ習得ニ就カシメタリ良大郎氏ハ先ツ様地工旭弥三吉氏ニ就キテ様地挽物業法ヲ習得セリ然ルニ氏ニ取りテハ在来ノ挽キ方ニ不満ヲ抱キ斯業ノ改良發達ニ努力シ寝食ヲ忘レテ刻苦精勤スル事数年其間父善吉氏ノ他界等精神上ノ打撃ヲ受ケシモ克ク耐ヘテ奮励父ガ様地工エ己ヲ就カシメシ所以ヲ体シテ遂ニ轆轤挽細工ニ一新機軸ヲ出シ氏ノ天才ヲ十分ニ發揮スルニ至レリ即チ氏独特ノ毛筋稻穂目松毬目等ノ筋挽及ヒ螺施物等ノ發明是レ也

由來筋挽式ノ様地ハ良大郎氏以前既ニ蓑屋平兵衛ナリ名様工アリテ慶安年間糸目挽ヲ案出セ



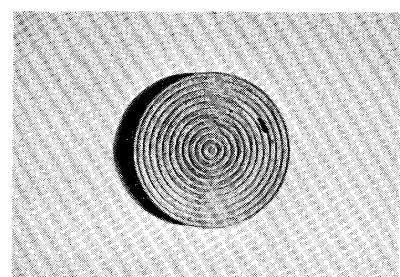
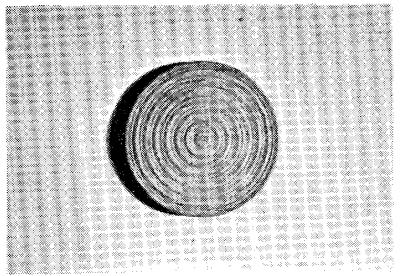
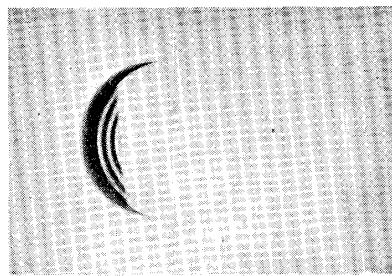
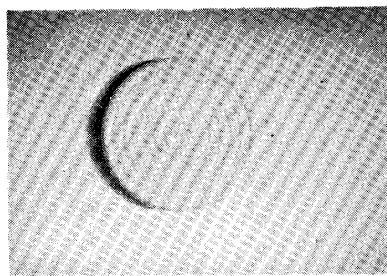
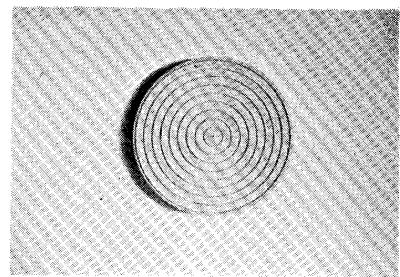
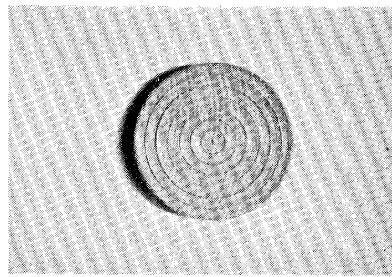
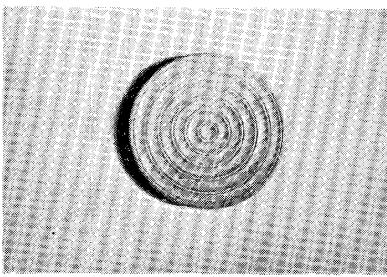
- ① 筑城良太郎の肖像 (大正十三年十二月十日撮影)
- ② 水指
- ③ 山中町文化財指定の富貴漆毛筋宝珠形香合
- ④ 皿
- ⑤ 皿
- ⑥ 漆地は良太郎塗りは善吉
- ⑦ 香合
- ⑧ 香合⑦の箱書

①	②	③
④	⑤	⑥
⑦		⑧



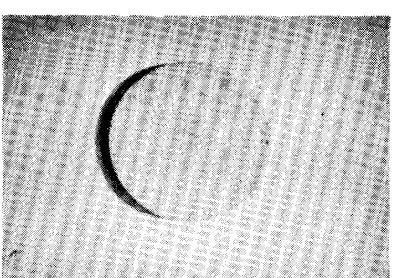
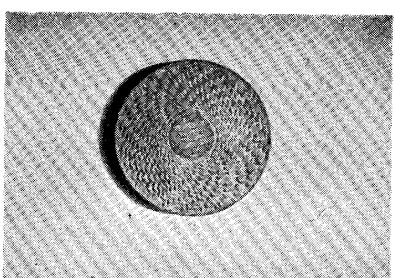
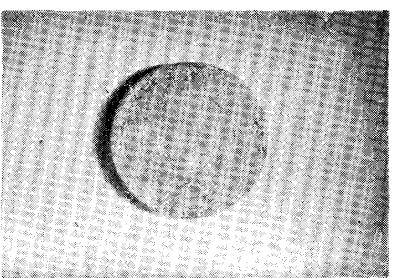
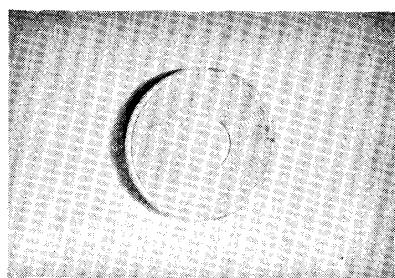
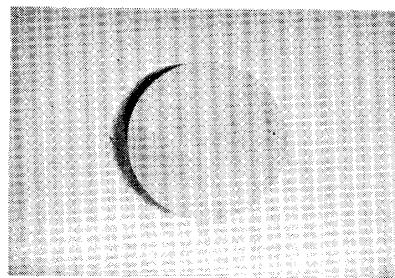
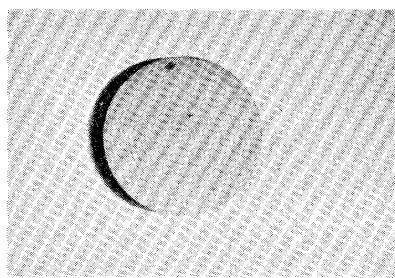
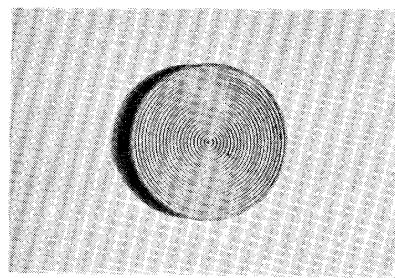
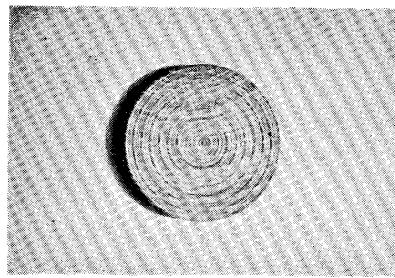
- ⑨ 良太郎が用いた（筑良）の焼印  
⑩ 同  
⑪ 同  
⑫ 良太郎の箱書  
⑬ 同  
⑭ 全兵衛および現在使用中の〔筑城〕の焼印  
⑮ 見本 (1) シデ 湧筋  
⑯ ツ (2) 桜 模様筋

⑨	⑩	⑪
⑫	⑬	⑭
⑮		⑯



- ⑯ 見本 (3) 檜 平溝筋  
⑰ ハ (4) 槭櫻 子持筋  
⑱ ハ (5) 梨 広糸目  
⑲ ハ (6) 水木 盛筋  
⑳ ハ (7) 黒柿 坂筋  
㉑ ハ (8) ボウダラ グラ筋  
㉒ ハ (9) サトバリ アラツラ筋  
㉓ ハ (10) トチ 平子筋  
㉔ ハ (11) 山榛 カツラ目

⑯	⑰	⑱
㉑	㉒	㉓
㉔	㉕	㉖



- |    |    |      |     |          |
|----|----|------|-----|----------|
| 26 | 見本 | (12) | 桑   | 子持筋      |
| 27 | ク  | (13) | 桃   | 角糸目      |
| 28 | ク  | (14) | ダモ  | 刷毛目筋     |
| 29 | ク  | (15) | ハンサ | 小刀筋      |
| 30 | ク  | (16) | 楓   | 俗名イタヤ 篠目 |
| 31 | ク  | (17) | 梅   | 星筋       |
| 32 | ク  | (18) | ダモ  | 松毬目      |
| 33 | ク  | (19) | サルコ | 稻穂筋      |
| 34 | ク  | (20) | チシヤ | 鱗目       |

26		27		28
29		30		31
32		33		34

リ今良大郎氏ノ筋目挽キヲ前者ト比較スルニ平  
兵衛ノ糸目ハ鉋挽ニシテ様物ニ使用スル鉋ヲ以  
テ細工セシモノナルモ良大郎氏ハ全然其法式ヲ  
異ニシ筋目細工ノタメニ特別ノ小刀ヲ案出シ是  
レヲ以テ筋目ヲ様地ニ細工スルセノニシテ其筋  
ノ細キ事毛ノ如シト謂フ所ヨリ毛筋挽ノ名称現  
レ出タル也実ニ小刀ノ發明ト且ツ其レカ使用法  
ノ技術考案トハ氏ガ天才ノ閃キト云フベシ其他  
松毬ニシテモ同シク一種獨得ノ鉋ヲ發明シテ後  
成功シタルモノ何レモ旧来ノ伝統ヲ打破シテ挽  
物業ニ新生命ヲ注入シ斯界ヲ刺激スル事甚大マ  
サニ山中漆器様地挽物業ノタメ万丈ノ氣ヲ吐キ  
タルモノト謂フ可シ氏ノ作品様式ハ毛筋稻穂目  
松毬目等ノ挽方其モノヲ以テ模様ニ代ヘントシ  
タルモノニシテ其処ニ氏ノ独自性ヲ見出スコト  
ヲ得彼ノ厚ク絢爛タル人工的美ニ代フルニ清純  
ナル自然美ヲ以テセントスル也如何セバ挽物細  
工ニヨリテ自然美ノ表現サル、ヤヲ苦心シ且ツ  
其レニ成功シタルモノ也サレバ作品ハ清雅洒脱  
風格愛ス可キモノ也是レ單ニ氏ノ技巧ノミナラ  
ズ氏ノ自然ニ親メル日常生活ノ投影人格ノ高雅  
ナルヨリ來ルモノト謂フ可シ

以上の文書によつて筑城良太郎が山中漆器の歴史の上に占める地位がどのようなものであつたかがわかる。

次に、具体的に筑城良太郎の製作技法や製作方法を理解するのに恰好の資料を紹介したい。それは筑城良太郎自身が著わした「漆器様地の製作法」と題する稿本である。

この稿本は良太郎の自筆ではなく、清書は良太郎の弟で三男の潤藻がしたものであるが、筑城良太郎の技法を知るのに誠に貴重な資料である。

この稿本は筑城家に正副二本が保存されており、もう一本が金沢市立図書館に保管されてい

る。なおこの他に「山中漆器様地ノ製作法」という八頁のパンフレットがあり、パンフレットには「因に本篇ハ山中漆器挽物師筑城良太郎氏編述に係ル『漆器様地ノ製作法ヨリ其ノ要点ヲ抜萃シタルモノナリ』とあるから原本はこの「漆器様地の製作法」であることがわかる。

以上の各異本を比較してみると字句にやや異同があるが、内容は大体において同じである。いま、各々の異本を参照し、原文に忠実に紹介する。

### 漆器様地の製作法

#### 第一 用 材

様地の材料には塗様地物として大葉楓、櫻、ハンサ等最も優れ水木、山楓等是に次ぐ厚朴、楓、撫等は最も劣れるものにして其需亦大ならず。

磨き白木物に用ふる材料としては桜、梅、桃、桑、黒柿、槐、黄楊等を主とし其他唐木等も使用せらる。

但し磨き白木物の用材には宜く注意して疵なき材を撰択する必要あり。

#### 第二 山 出 し

用材を根切したる後、山出しと称する長さ五尺、二尺、板造の三種に作り是を工場に運送し、其五尺に切りたる物を丸木と云ひ、之を板切と称する所望の寸法に切断して使用する。（板切トハ丸木又ハ割木ヲ所望ノ寸法ニ切断シタルモノヲ云フ）

二尺に切りたるものは別図に示せる如く箭にて割木となし、之を斧にて丸形に作り使用し、その板造となしたる物は横木と称し、そのまま使用す。

図 1

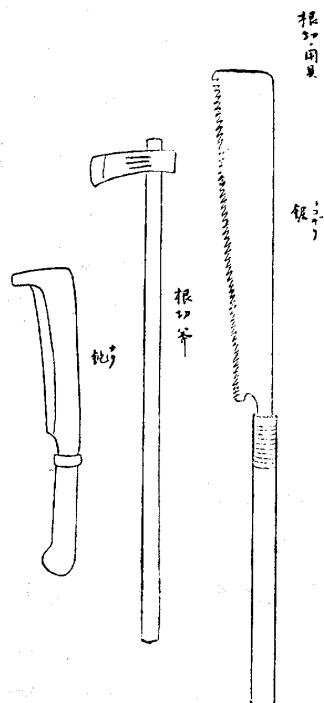
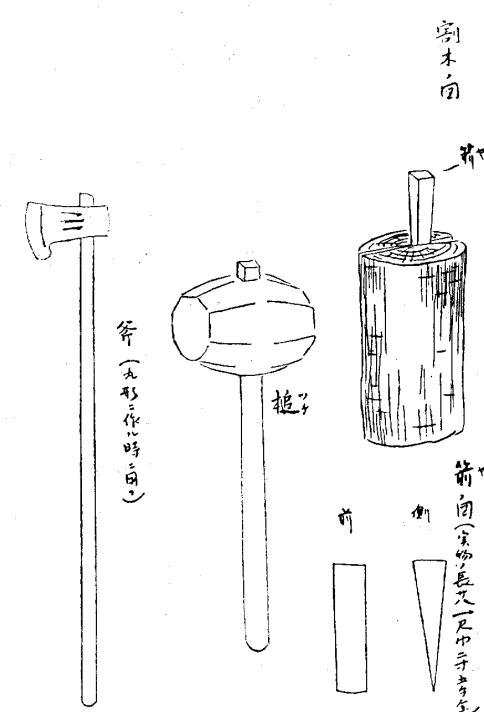


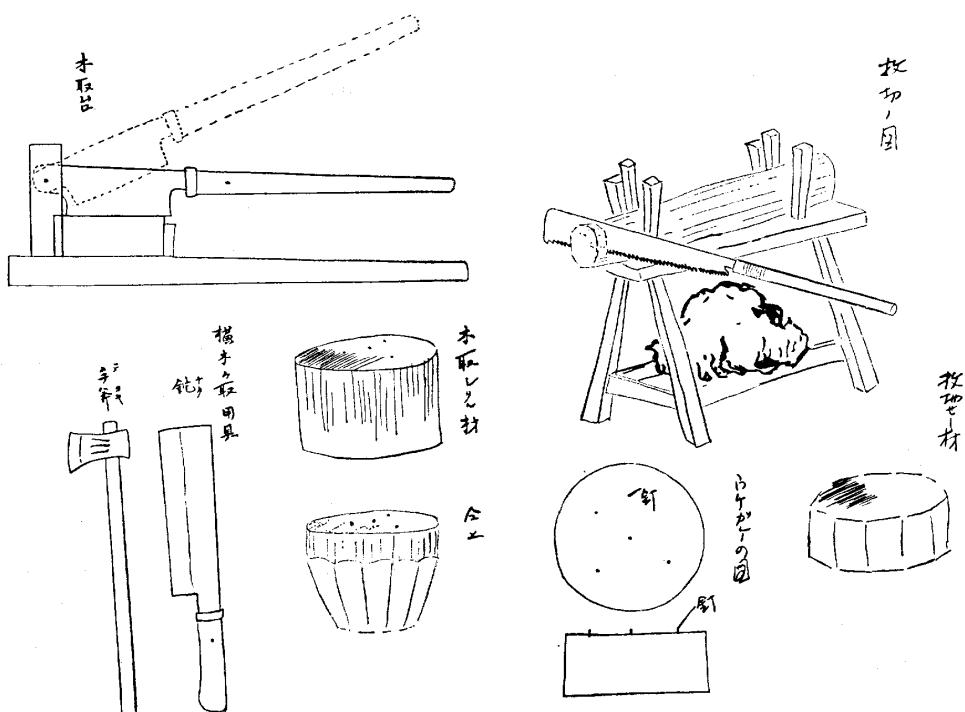
図 2



### 第三 木 取

板切せし物をウチガケに打ち込み，是を木取台上に於て轆轤に掛け得る様に荒削す。

図 3



### 第四 荒 挽

荒挽とは，木取したる様地を轆轤にかけ粗か

横木は先に記せる如く板造なれば其上に円形を墨にて書き，之を鋸にて切り，手斧及び鉈を以て円形を正しく切る。以上を木取すといふ。

図 4

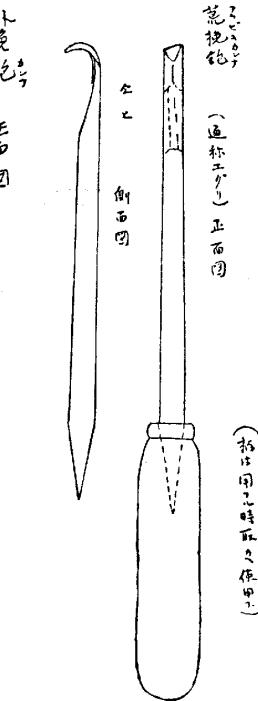
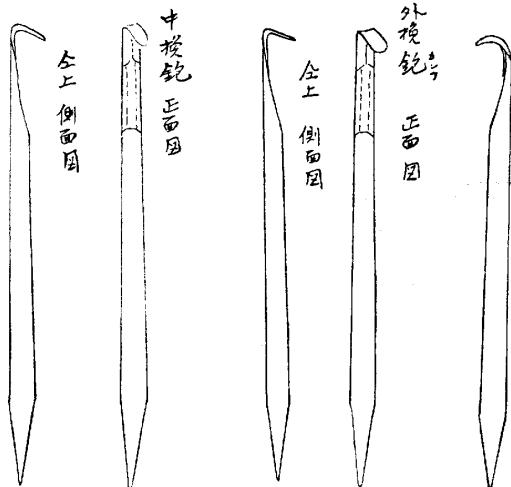
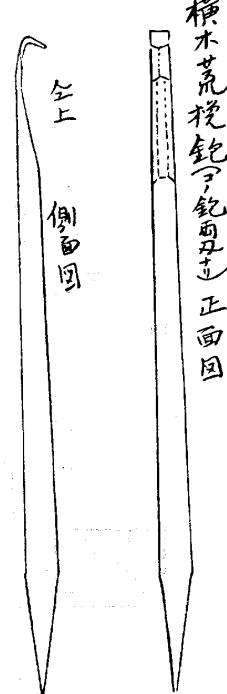
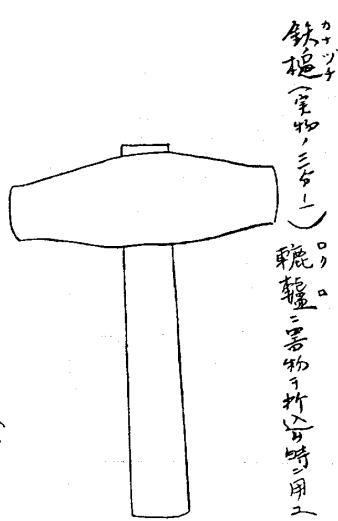


図 5



### 第五 乾燥法

前述の荒挽を（安価なる物は木取のまゝ）密閉せる室内に数ヶ月間此れを陰干となし、此れを火乾燥即ち火氣ある炉の天井にメザラと称する竹作りの簾を敷き、其上に配列して一ヶ月及至二ヶ月間乾燥し、然る後五日及至七日間再び蔭干をなすものなり。

但し至急を要する場合於ては、後に記す蒸氣を以て煮沸する方法を取り火乾燥を以て五六日間を経て乾燥し終る。

雜木（下等材料）の乾燥法は蒸氣を以て二十五分及至三十分間之を蒸し、後前の火乾燥法を以て乾燥す。

又別法として大釜に入れて煮沸し、前の火乾燥法を以て乾燥せしむる法あり。

但しこの乾燥法による煮沸の時間は木材の性質によりて一定せざるものとす。

火乾燥法による乾燥時間も期節の寒暖によりて差異あるは勿論なり。

因に雜木の乾燥に蒸氣又は煮沸の法方を取ら

ざれば様地の割裂するの恐れあればなり。

### 第六 二度荒挽及び乾燥

前述の乾燥したるものを再度の荒挽をなす。是を二度荒挽といふ。後更に火乾燥をなす。但しその期間は五日及至七日間とす。

斯く荒挽及乾燥を繰り返すは出来上りし様地の歪を生ずるを未前に防がむが為なり。

### 第七 仕 仕

仕上とは乾燥せし様地をハメ木を用ひて轆轤に接続せしめ様地を完全に挽き終るをいふ。今其仕方を記せば、図に示す足踏の箇所に両足をかけ、相互に上下足踏し其力を革によりて車に伝へ轆轤を回転せしめ、次に鉋を鉋台にすべて挽かんとする器物に接せしめて自由に鉋を綾つり任意の形状に仕上ぐ。

図 6

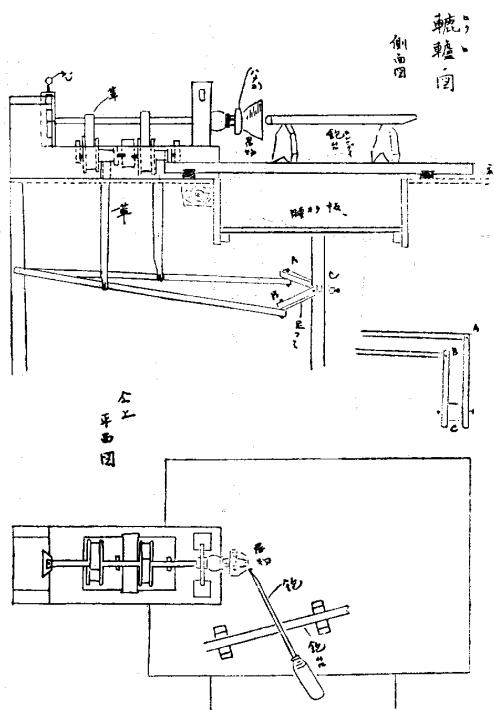


図 8

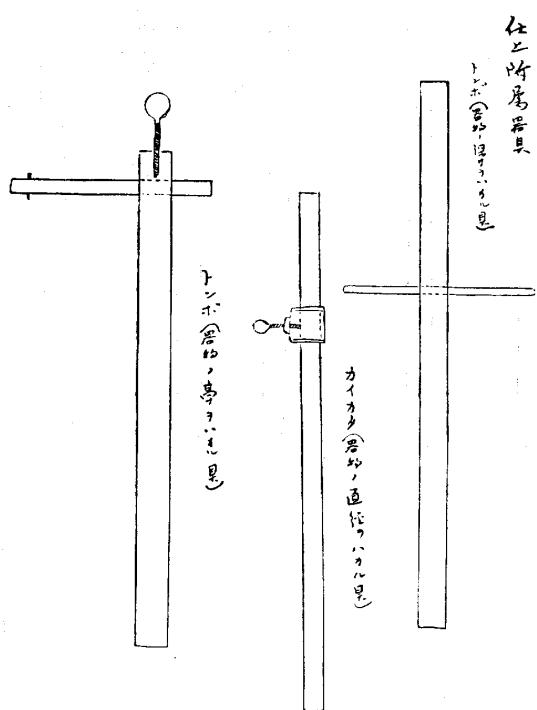


図 7

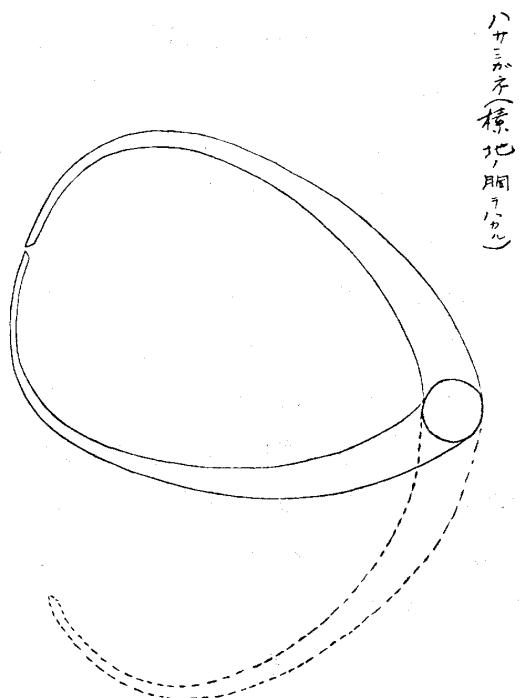


図 9

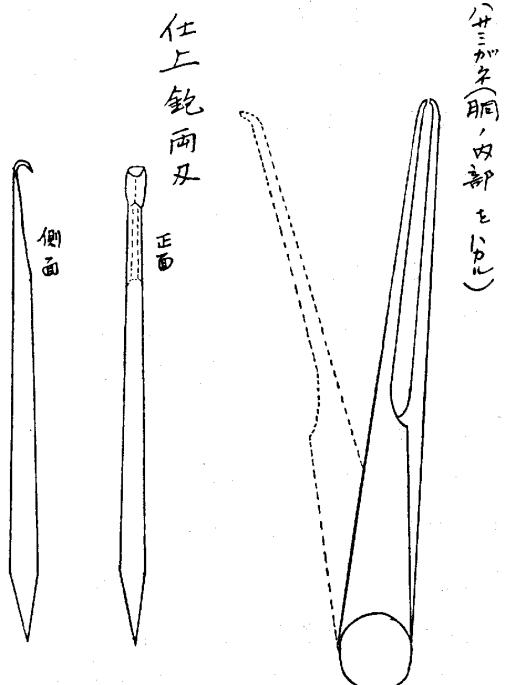


図 10

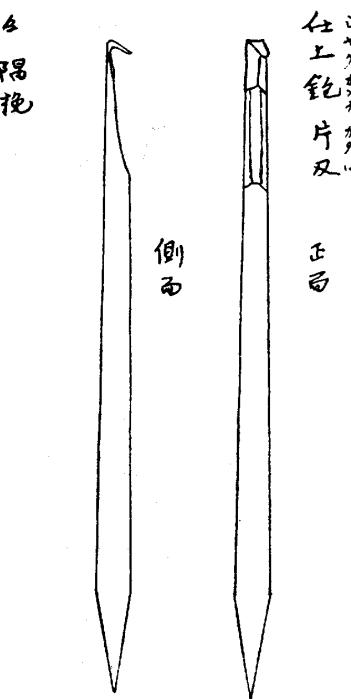
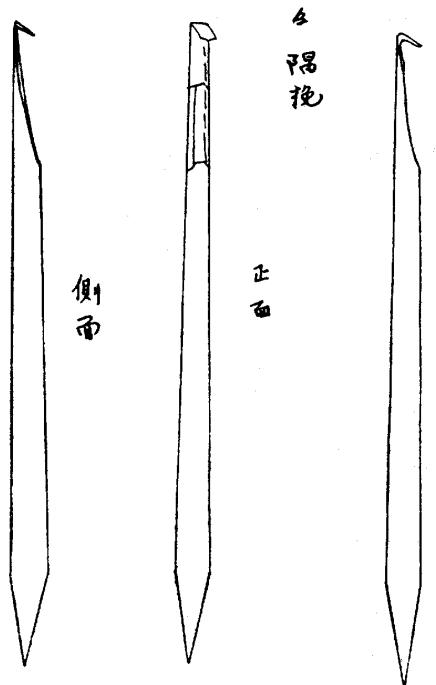
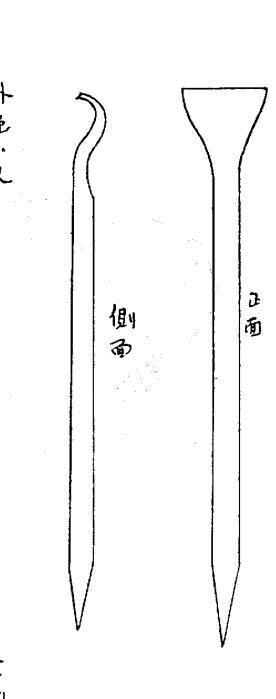
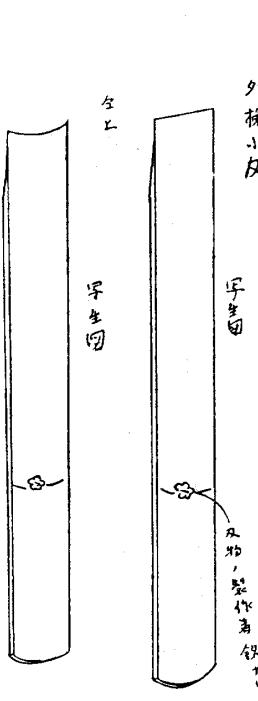
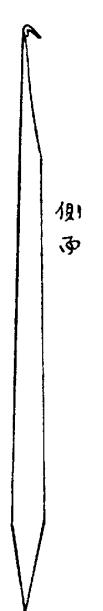
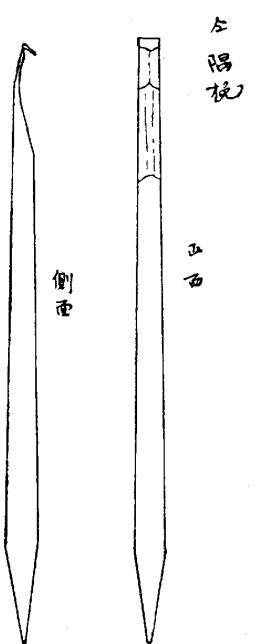


図 12



セララ鉈（横木仕上時小刀の使用を崩特と之の用）

図 11



横木仕上鉈

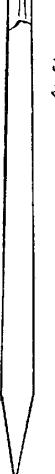
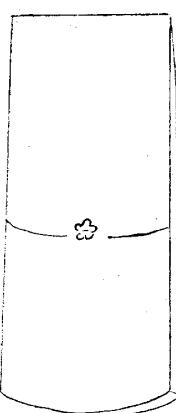
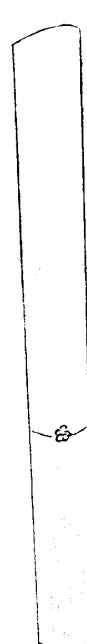


図 13



横木仕上小刀



中流小刀 正面



図 14

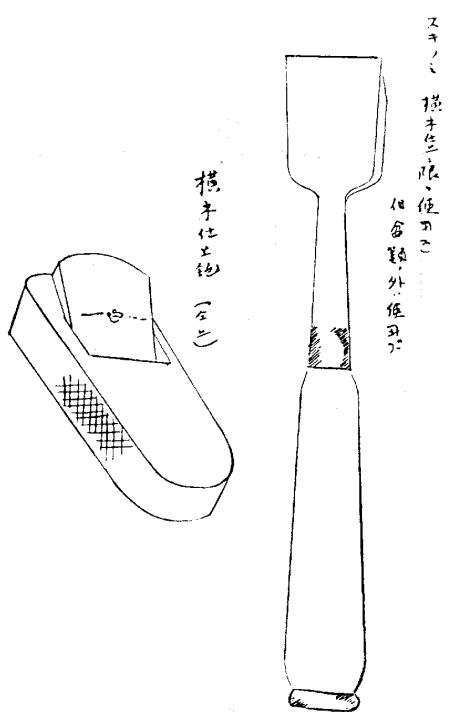
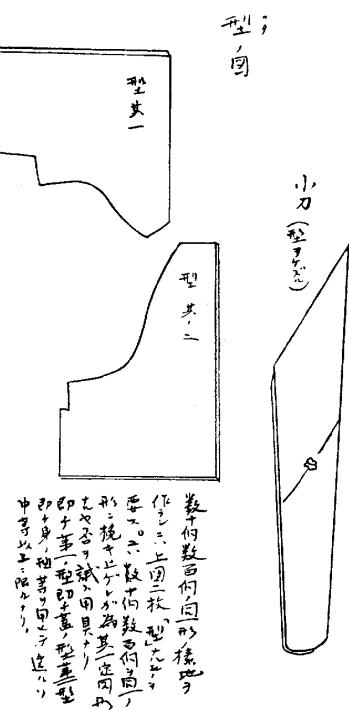


図 15



總て鉋は様地挽人に於て自由に其の尖を変ぜしむるを得。

先づ改めむと欲する鉋に鍛冶屋によりて鋼鉄

をつけ、其を様地挽方に於てフィゴ其他の器具を以て、任意にきたえ改む。

図 16

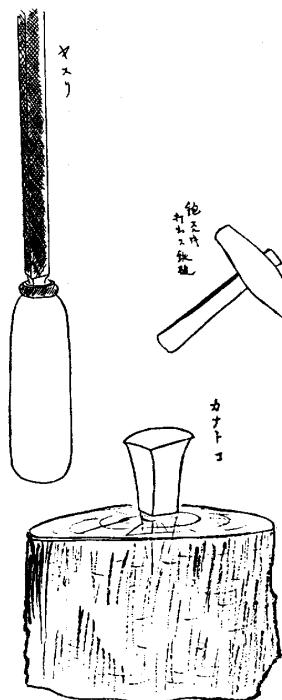


図 17

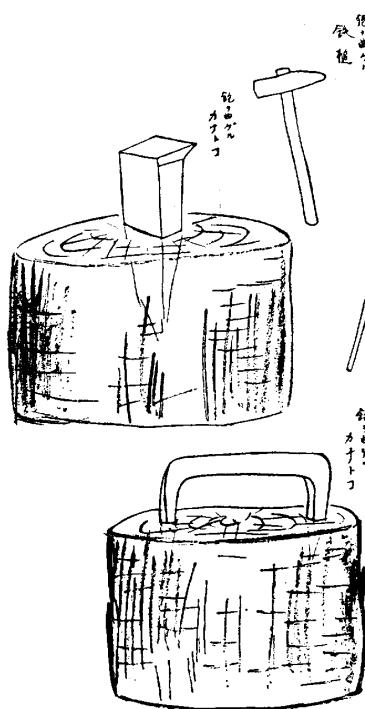
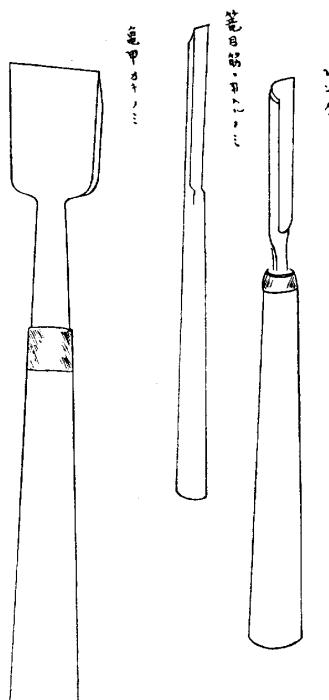


図 18



## 第八 槌地の製飾

仕上りし様地を轆轤にて鉋，小刀等を綾つりて様地挽的装飾をつくる事を得，是を普通「筋」と称し十数種の別あり。

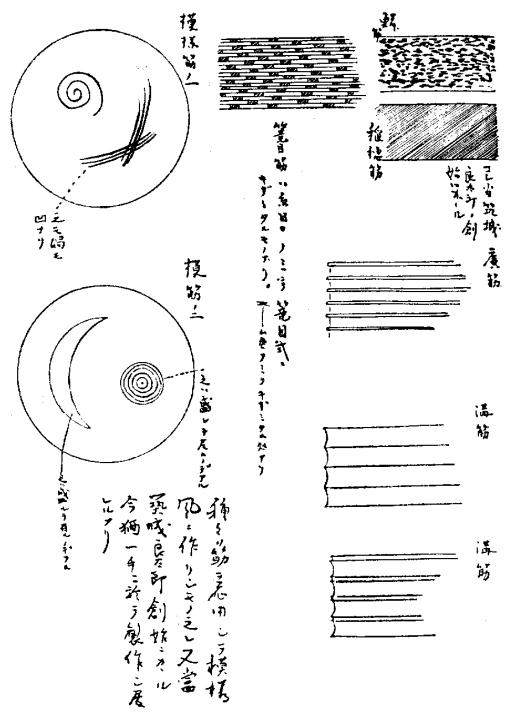
この普通の様地を挽く能力以上に多くの熟練及び技能を要するものにして，能ある職工によりて是を施さる時は装飾として優に他の髹漆，蒔絵等に優る数等なるものあり今左に三四その例を記さむ。

『小持筋，荒筋，糸目筋，角糸筋，糸目毛筋，毛筋トハ糸目ノ極メテ細カナルモノニシテ即チ一分ノ間ニ八筋以上十一，二筋迄，工人技能ニ依ツテ附スルナリ（鱗筋，稻穂筋此レハ名工筑城良大郎氏ノ創始ニ係ル）広筋，溝筋，籠目筋（糸目ヲノミニテ籠目式ニ刻ミタルモノナリ），模様筋（種々ノ筋ヲ応用シテ模様風ニ作りシモノ之レ又筑城良大郎氏ノ創始ニ係ル。）

右ニ使用スル器具ノ種類左ノ如シ。

荒筋鉋，渦筋鉋，鱗筋鉋，溝筋鉋，毛筋小

図 20



刀，糸目小刀，広筋鉋，盛筋鉋，稻穂筋鉋，糸目及角糸目鉋』

図 19



図 21

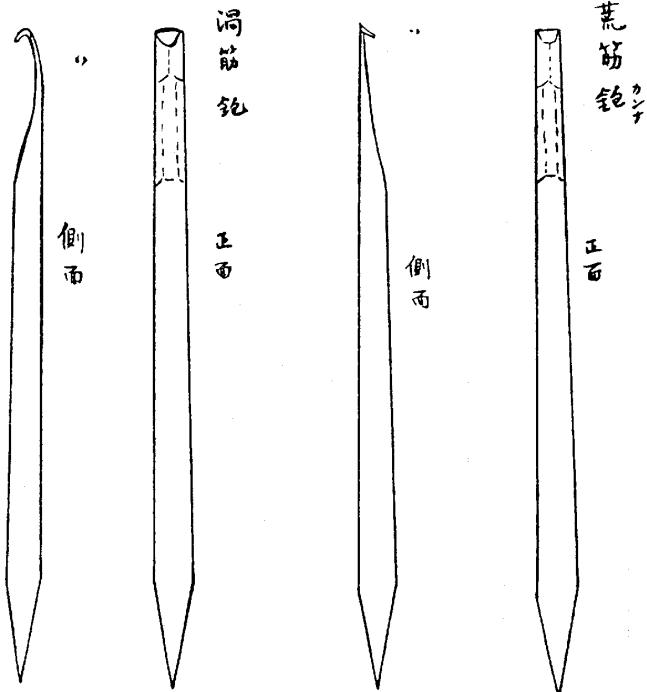


図 22

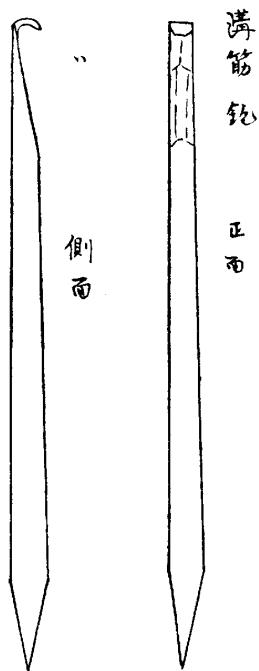


図 23

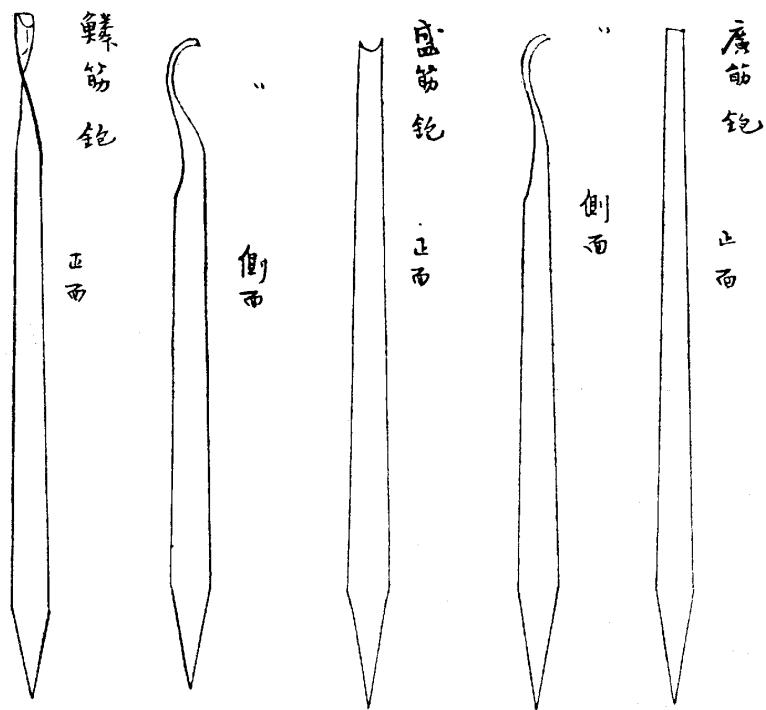


図 24

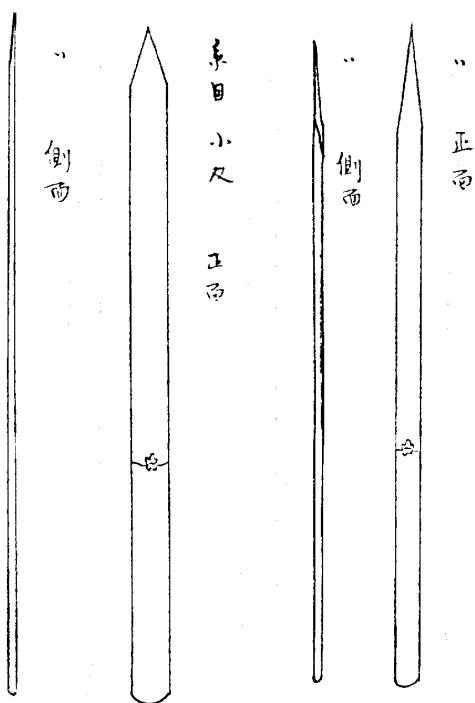
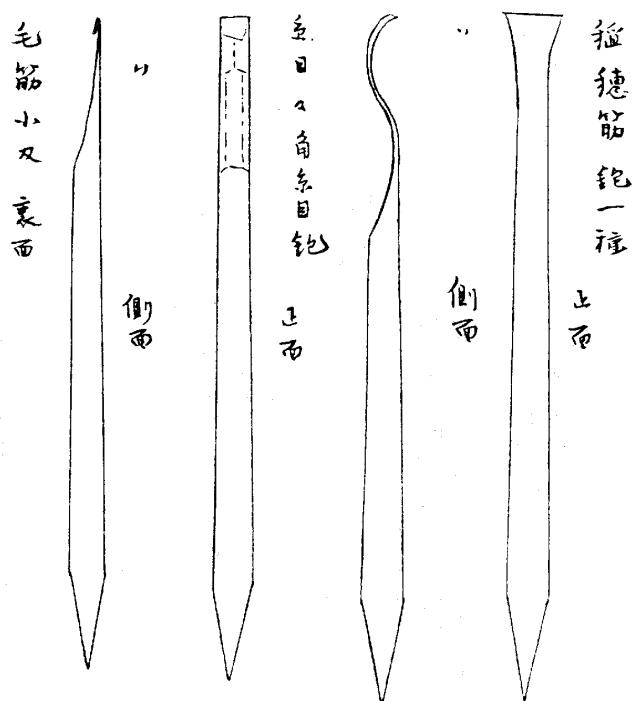


図 25



## 第九 磨き漆物製作法

様地は塗師によりて髹漆せらるゝもの多けれども又様地挽方に於て磨き漆物と称する髹漆に類似の方法を以て、実用に与へ得る迄に完成する事を得。

是實に當筑城良大郎にて創始せしものにて、現に山中に於てあまねく此の方法を用ひうる。

前記第一用材の条に於て示せる如く木材の善惡はは出来上りし器物に対して多大の影響を及ぼすものなれば、充分注意して是が撰択に務めざる可からず。良く材料を撰みなば器物百個中完全なるもの大凡四十個及至五十個を得。殊に磨き漆物に於ては此点に注意すべき事実に多大なりとす。

今左に簡単に磨き漆物製作の順序を記さんに、様地の出来上りに山梔子液（これは山梔子半斤に水二升の割合にて混合し其の溶液を一升五合に煮つめしもの）を摺刷毛にて廻転しつゝ磨し、次にその未だ乾かざる中に前と同様の方法もて再び山梔子液を磨き附く。後ち是が乾燥に先立ちて、木賊を以て良く磨き光沢をつく。斯くする事三回然る後軟皮を以て磨く時は前に優る数等の光沢を得。斯くして布切を以て生漆を遗漏なく塗抹し、次に布もて丁寧に拭ひ湿室に於て乾燥せしめ、次に再び出して生漆を塗抹する事前の方法を繰り返し、始めて磨き漆物は出来上る。

今一層優良なるものを製作なさんと欲する時は、数回轆轤にて前の方法を返復するものとす。

明治四拾弐年八月記す

翌九月

畏モ東宮殿下北陸行啓の際台覧の榮を賜ふ

筑城良大郎

以上の文書によつて筑城良大郎がどのように

して、その作品を製作したかがよくわかる。なお、この外にも筑城良大郎の技法を知る絶好の資料がある。

それは直径六、五センチメートル厚さ〇、八センチメートルの丸い板に施した「筋」の見本である。これは、もと全部で二十八枚あつたものらしく、現在二十枚が筑城家に保存されているが、その中の八枚の裏に朱で「二十八枚ノ内」と書いてある。

この見本は表に丁寧に「筋」の見本を彫り裏に木材の種類と「筋」の名称を墨書きしてあり、筑城良大郎の技法を見るのに誠によい資料である。（写真参照）

## 結 び

山中漆器は山中温泉と共に発展した感があり、その作品も当時は日用品あるいは温泉土産程度のものであつた。その様な業界の状態の中につつて筑城良大郎は刻苦勉励斯業の改良発達に意を用い、細密な轆轤細工に一新機軸を出さんことを期し、寝食を忘れて研究に没頭し、遂に毛筋稻穂目等を始めとする各種の筋挽を発明した。

また、筋挽に磨漆を施すことを工夫し、これが成功を見るに至つた。その作品は木という材料を生し、洒脱にして一種の風韻があり、品格の高い芸術作品にまで昇華している。

従つて、内外の博覧会や美術工芸展覧会に出品し受賞すること數十回に及び、また皇室に御買上られること度々であつた。誠に山中漆器は筑城良太郎によつて初めて芸術作品の域に達したと云つても過言ではない様に思われる。

蒔絵を施したものもあるが、それも、華美な装飾は施さず、如何にも優美に、木という材质を生かし、格調の高い作品にまとめているこのような点が、最近識者に高く評価される様に

なつた所以である。

しかし、この様に輝しい業績も一朝にして出来たものではない。勿論、良太郎の努力と天才の賜であることは云うまでもないことであるが、先人や同業者の苦労も見逃すことは出来ない。

丁度良太郎が活躍した前後の状況について「中山町史」は三七九頁に次の様に書いている。

1 明治三年上田惣九郎は大聖寺の井上勝作、大阪の加藤武左衛門と共同で海外輸出をこころみ、三谷屋伝次郎は東北地方へ販路を拓いた。この頃、山下文郷は、黒漆艶塗のものに描金をもつて古印章などの文様を附し、文房蒔絵と称して高く評価された。上田、井上とならんで、中山の三羽鳥として知られた絹屋平三郎や大聖寺の福津安平らも、この期の京阪移出の功労者である。

2 同 九年金沢の蒔絵師松岡吉平が来たり、山下文郷・大岡新助・丸江由平が師事して蒔絵の諸手法を研究し、従来の技法を一変させた。三谷屋・上田・山岡らは、さらにその手法に改良を加え、輸出額の増加をはかつた。十三年頃に至つてはすこぶる盛況を迎えたが、繁忙におちいつた結果、素材の質が低下し、技巧をこらしすぎて却つて不評を招くに至つた。よつて、十八年には漆器組合を設け、その規約により毎月一回漆器研究会を開き、十九年には長崎の蒔絵工宗田嘉吉を招いて蒔絵伝習所を設けたりして一意製品の改良につとめたので、ようやく名声が回復した。

3 明治二十九年中山漆器徒弟学校を開設して木工・髹漆・描金の三科をおき、初代牧野啓吉、二代北沢岩次の各校長の努力により、大いに職工養成に効果をあげたが、間もなく廃校となつた。

4 明治末期からは従来の脚廻し、蒸気応用のろくろ工場に電力を用うることとなり、本地の大量生産がはじまつた。

業者のこのような努力につれて、技術はいよいよ向上し、中山塗としての独自の地歩を築いて行つた……。

以上によつて当時の中山漆器業界の概況を窺うことが出来るのであるが、なお、外にも幾多の名工のあつたことも忘れることが出来ない。例えば、生没年代こそ不詳であるが文化ごろの人といわれ、半ば伝説的な人物で、中山本地の特色である筋物挽の創始者と称される蓑屋平兵衛を始めとし次の様な人々がある。

荒谷 宇平 安政三年六月生、明治八年四月歿。本地の名工で盆作りの名人と称せられ、その前後にならぶものがないといわれる。

三樹屋清蔵 天保四年十月三日生、明治二十一年六月歿。千筋挽の名工で種々の新型を工夫した。

松野庄五郎 天保元年生、明治三十七年歿。薄手挽の名工で、その製品を百枚重ねても僅か六寸であつたという。

越前屋六右衛門 寛政元年生、安政三年八月二十五日歿。蒔絵の改良研究に心を注ぎ、その功績は大きく、また会津屋由蔵を中山に迎えた。

会津屋由蔵 天保年間に中山に来て会津蒔絵を伝え、また漆液の製練や色塗の配合あるいは廻転乾燥風呂棚等を伝えて、中山の漆器業界に貢献した。

笠屋嘉兵衛 安永九年生、天保九年七月三日歿。享和・文化頃より蒔絵業を営み、文化八年京都の蒔絵師善介といふものについて学び、その技は大いに進んだといわれ中山

蒔絵の先駆者として斯業に貢献した。

沢出 万吉 明治四年十月八日生、昭和四年五月十六日歿。木地挽業に従事し、轆轤の改良、御殿椀その他に各種の新型を考案し、また乱挽筋・虫彫筋等を発明し、徒弟の養成にも意を用い斯業のためにつくした功績は大きい。

竹内藤三郎 弘化元年四月生大正十二年十月十二日歿。塗師の名手で根来塗に範をとり、布被堅地塗の手法をとり入れ山中漆器の品質向上につとめた。

田中二三郎 明治十八年五月生。渓眼と号し、山水の研出蒔絵を得意とした。

以上は山中の特に有名な名工達であるが、これら有名無名の人達が築いた山中漆器の伝統の上に良太郎は自分の技倆を練磨したのである。なお土地柄漆器商の影響も多大であったと思われる。また、金沢を始め各地のいろいろの人々から影響を受け啓発されながら自分の芸術を大成させた。

ところで筑城良太郎は作家として優れていただけでなく多数の弟子を育てた功績も見逃せない。良太郎の長男全兵衛の末亡人「たる」さんが現在覚えているお弟子さんだけでも次の様な人達がある。

中嶋久次郎・風谷辰二・(亡)・高谷武雄・寺井金七(亡)・宮崎熊吉(亡)・松野操一(亡)・松野文太郎(亡)・風谷初次郎(亡)・寺田新一郎・上田長太郎・上田喜太郎(亡)・中嶋喜三久・新内新作(亡)・宮正範(亡)・山崎鶴吉(亡)・向出二郎(亡)・沢出仁左衛門・沢出猪之助・角口清太郎・竹内右太郎・村井惣治・須江貞雄。

これ等の人達の中、沢出猪之助や上田長太郎は、現在も活躍している。また、当時の徒弟制度を物語る次のような年期証書が筑城家に保存

されている。

年 期 証

石川県江沼郡山中

明治三十三年一月五日生

上 田 長 太 郎

右ノ者大正二年一月一日ヨリ大正九年徵兵検査月当日迄向八ヶ年間様地業見習トシテ御雇庸相成候ニ就テハ山中漆器同業組合規則及山中様地業組合規約ヲ厳守シ決シテ違背仕ル間敷万一不都合之有候節ハ保証人ニ於テ一切引受ケ御迷惑相掛申サズ候間為後日保証人連署ヲ以テ年期証書差入申候也

本人 上 田 長 太 郎

大正二年一月一日

親權保証人 上田亀次郎

筑 城 良 太 郎 殿

なお、筑城良太郎のよき後継者としては二代向出二郎があり、立派な作品を毎年展覧会に出品している。また、良太郎の孫で全兵衛の三男啓介と四男康夫が漆芸家として活躍している。